

岩手県医療局管理規程第9号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年8月31日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 職員が骨髄移植のための<u>骨髄液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間</p> <p>(25) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 職員が骨髄移植のための<u>骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、<u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間</p> <p>(25) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成24年8月31日から施行する。